

重要事項説明書（介護予防訪問看護）

当事業所が提供する指定訪問看護の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業所の名称	共立蒲原総合病院訪問看護ステーション
所在地・連絡先	静岡県富士市中之郷 2500 番地の 1 (電話) 0545-81-2730
事業所番号	(静岡県 2263190015 号)
管理者の氏名	野村 万里江
サービス事業	指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業

2. 事業者の職員の概要（配置看護職員数 7.5 人・令和 7 年 3 月現在）

職 種	員数	勤務の体制			備考
管理者	1 人	常勤	1 人	非常勤 人	看護師・兼務
看護師	7 人	常勤	5 人	非常勤 2 人	
理学療法士	2 人	常勤	2 人	非常勤 人	兼務

3. 事業の実施地域

事業の実施地域	富士市、静岡市清水区蒲原、静岡市清水区由比、富士宮市一部
---------	------------------------------

4. サービス提供時間

平日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 時 15 分～午後 5 時
休日	土曜日、日曜日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日

5. 運営の基本方針

利用者の生活の質を重視した在宅療養が維持できるよう、適切な訪問看護（介護予防訪問看護）の提供確保に努めるとともに、事業の実施にあたっては、市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとする。

6. サービスの内容

病状等の観察、身体清拭及び洗髪、医療処置の実施及び指導（吸引・酸素吸入・カテーテル管理・床ずれ処置・内服管理等）、看護・介護技術の実施と相談・指導、食事・排泄の介助、リハビリテーション、ターミナルケア、主治医への連絡及び報告、療養に必要な社会資源の活用及び関係機関・職種との連携、その他医師の指示による医療的処置

7. 利用料金

(1) 当事業者の訪問看護提供（介護保険適用分）に際し利用者が負担する利用料金は介護保険の負担割合に準じます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

(2) 基本料金

〈1 単位＝10.21 円〉

サービス区分	料金(単位)	時 間	訪問者	算定単位
予防訪問看護Ⅰ 1	303	20 分未満	看護師	1 回につき
〃 ・夜※	379	〃 （夜間・早朝の場合、25%加算）		
〃 ・深夜※	455	〃 （深夜の場合 50%加算）		
予防訪問看護Ⅰ 2	451	20 分以上 30 分未満		
〃 ・夜※	564	〃 （夜間・早朝の場合、25%加算）		
〃 ・深夜※	677	〃 （深夜の場合 50%加算）		
予防訪問看護Ⅰ 3	794	30 分以上 60 分未満		
〃 ・夜※	993	〃 （夜間・早朝の場合、25%加算）		
〃 ・深夜※	1,191	〃 （深夜の場合 50%加算）		
予防訪問看護Ⅰ 4	1,090	60 分以上 90 分未満		
〃 ・夜※	1,363	〃 （夜間・早朝の場合、25%加算）		
〃 ・深夜※	1,635	〃 （深夜の場合 50%加算）		
予防訪問看護Ⅰ 5	284	1 回あたりの時間は 20 分	理学療法士	1 回につき

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	1 回毎の訪問看護に加算	看護師 理学療法士	1 回につき
緊急時訪問看護加算	600	同意されている方に加算	看護師	1 月につき
特別管理加算	500 又は 250	医療上特別な管理が必要な方に加算		
初回加算	350	新規に看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合	看護師 理学療法士	1 月につき
	300			
退院時共同指導加算	600	退院・退所時に行う共同指導料	看護師	1 回につき
看護体制強化加算	100	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価	看護師 理学療法士	1 月につき
複数名訪問加算(Ⅰ)	254	所要時間 30 分未満の場合	看護師	1 回につき
	402	所要時間 30 分以上の場合		
長時間訪問看護加算	300	訪問看護Ⅰ 4 の利用者で 1 時間 30 分を超えた場合	看護師	1 回につき

○ 基本料金は、介護保険給付を利用した場合の金額（利用者様の負担は介護保険負担割合証に記載されている割合）となります。

- ※の夜・早朝、深夜加算は、月の2回目以降の訪問が対象になります。

時間内	午前 8 時 15 分～午後 5 時
時間帯	夜・早朝 午後 6 時～午後 10 時、午前 6 時～午前 8 時
	深 夜 午後 10 時～午前 6 時

- 訪問看護Ⅰ5の算定は、1日に2回を超えて訪問した場合、1回につき所定単位数に50/100を乗じます。1週間に6回を限度として算定します。また、利用開始した日から12月経過後は、所定単位数から1回につき5単位を減算します。
- 特定施設入所者生活介護又は、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、サービスの提供はできません。
- 当事業所においては、緊急時訪問看護体制や指定訪問看護の実施に関する計画的な管理体制を整備していますので、以下の料金を毎月負担していただきます。

☆緊急時訪問看護加算（月に1回） 600 単位

緊急時訪問看護加算に同意をいただいた利用者様に緊急時連絡電話番号をお知らせします。緊急時にはスタッフが24時間体制でご相談に応じ、必要があれば緊急訪問看護サービスを提供します。なお、「緊急時訪問看護加算」に同意を得なかった利用者様が計画的な訪問日以外に容態変化した場合等は、利用者様、ご家族様が直接病院又は開業医に連絡してください。

☆特別管理加算（月に1回）

医療器具装着者（カテーテル、人工肛門、酸素、IVH等）の医療的処置や管理を主治医と連携し行います。

（1）500 単位：留置カテーテル等を使用している方。

（2）250 単位：在宅酸素療法を受けている方、真皮を越える褥瘡のある方、人工肛門・人工膀胱を造設している方、週3日以上点滴を行った時。

- 該当する場合の料金が発生する場合がございます。

☆初回加算 350or300 単位

新規に看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に算定します。また、過去2か月訪問看護を受けず、新たに作成した場合も算定します。退院した日に初回の訪問看護を行った場合、350 単位となります。退院時共同指導加算を算定する場合は算定されません。

☆退院時共同指導加算 600 単位

病院や介護老人保健施設等、退院・退所時に行う共同指導料としていただきます。その内容を、文書で提出させていただきます。医療保険において算定する場合や初回加算を算定する場合は算定しません。

☆看護体制強化加算 100 単位

中重度へ要介護者の対応を充実している事業所への評価。

☆複数名訪問加算 30 分未満 254 単位 30 分以上 402 単位

同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行った時、利用者様又は、ご家族様の同意を得て、2 名で対応させていただく場合がございます。算定要件があります。

☆長時間訪問看護加算 300 単位

特別管理加算の対象者で、1 時間 30 分以上のサービスを提供した場合に加算させていただきます。

(3) 交通費

サービスを提供する実施地域及び実施地域を越えて行う指定訪問看護サービスに要した交通費は無料となります（医療保険は別紙参照）。

(4) その他の費用

指定訪問看護を提供するため、利用者宅で使用する水道、ガス、電気等の費用については利用者の負担とさせていただきます。

死後の処置料 11,000 円は自費負担となります。

(5) 料金の支払い

料金の支払い方法につきましては月毎の精算となります。

○口座振替（自動引き落とし）

振替日 毎月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

お手続きが完了するまでは現金でのお支払いをお願いします。請求書、領収書は訪問時にお渡しします。

○現金

訪問に伺いました看護師または理学療法士にお支払いください。「おつり」の用意ができませんので、請求金額と同額をご用意ください。領収書は後日訪問時にお渡しします。

(6) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合当事業者でサービスの提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町の窓口に提出して差額の払い戻しを受けてください。

8. サービスの利用変更・終了

(1) サービスの変更

サービスの変更を希望する時は、担当の介護支援専門員にサービス計画の変更を申し出ていただくか、担当看護師、理学療法士より介護支援専門員に連絡します。

(2) サービスの終了

ア. 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

イ. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して 1 ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

ウ. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

エ. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合
- ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

オ. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が非該当又は、自立と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

9. サービス利用にあたっての留意事項

当事業者が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

ご利用日：	日
内 容：	医療処置管理指導、在宅での機能訓練（看護師が援助）、 病状観察、保清援助、介護指導、ターミナルケア、 理学療法士（PT）による理学療法、その他

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について利用者にわかりやすいように説明します。
- 指定訪問看護を行うにあたっては、主治医の文書（訪問看護指示書）に従います。
- 職員は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。

10. 緊急時の連絡方法

指定訪問看護の提供中に利用者の容体に変化があった場合は、速やかに利用者の主治医等に連絡します。

主 治 医	氏 名	
	連 絡 先	
緊 急 連 絡 先	氏 名	
	連 絡 先	

11. 事故発生時の対応

- ① 訪問看護事業の利用中に事故があった場合には速やかに対応します。
- ② 管理者は、事故の事実確認を当事者等から速やかに行い、利用者の状況も直接確認のうえ記録しておきます。
- ③ 事故発生直後において、事業所は利用者並びに家族へ誠実に対応します。
- ④ サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情処理

利用者は、当事業者の指定訪問看護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、なんら差別待遇を受けません。また、苦情があった場合は次の手順にて行います。

- ① 苦情があった場合には、利用者及び家族と連絡をとり、利用者宅に伺うなどして事情を聞き、苦情内容の確認をします。
- ② 担当者は、苦情の内容を管理者・居宅介護支援事業所等に速やかに報告します。
- ③ 管理者は、担当者及び他の職員を加え苦情解決に向けた検討を行います。
- ④ 検討の結果を基に、管理者は速やかに担当者と利用者宅に訪問し、謝罪等の具体的な対応をします。
- ⑤ 苦情解決結果を台帳に記録し、再発防止に役立てます。

苦情相談窓口 担 当： 管理者 野村 万里江

電話番号： 0545-81-2730

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

富士市役所 介護保険課 0545-55-2863

静岡市役所 介護保険課 054-221-1088

054-221-1377

富士宮市役所 高齢介護支援課 0544-22-1141

国民健康保険団体連合会 苦情受付窓口 054-253-5590

令和 年 月 日

訪問看護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(所在地) 静岡県富士市中之郷 2500 番地の 1

(名 称) 共立蒲原総合病院訪問看護ステーション

(管理者) 野村 万里江 (印)

(説明者) 印

(利用者)

この説明書により、指定訪問看護に関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名 (印)

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆します。

(署名代筆者) 住 所

氏 名 (印)